

2022年6月21日

経済産業大臣
萩生田 光 一 様

全日本金属産業労働組合協議会
(金属労協/JCM)
議長 金子晃浩

政府の人権デュー・ディリジェンス「ガイドライン」策定に関する要請

前 略

日頃より、当協議会の活動にご理解・ご協力を賜りまして、まことにありがとうございます。
金属労協では、2022年の闘争方針の中で、企業の実施する「人権デュー・ディリジェンス」において、労働組合としてその責務を果たしていくことを確認し、現在、組織内への周知徹底、「労働組合の対応ポイント」の策定などに努めているところです。

また、金属労協ではかねてより、海外の日系企業で発生した労使紛争に関し、当該労使の情報の擦り合わせや円滑な交渉・協議の促進など解決支援に力を注ぐとともに、アジア地域での建設的な労使関係構築に向けた活動を展開しております。

今般、国際的な共通ルールとなりつつある「人権デュー・ディリジェンス」の実施を政府として促進するにあたり、バリューチェーン全体における「中核的労働基準」の遵守を基軸として、グローバルな企業活動の健全な発展に資する「ガイドライン」が作成されますよう、ここにご要請申し上げます。あわせて、人権デュー・ディリジェンスの法制化、企業に対する義務化に向けて、迅速なご検討を賜りますよう、お願い申し上げます。

要 請 内 容

1. 労働組合の関与

政府の作成する人権デュー・ディリジェンス「ガイドライン」では、労働組合の関与について明記すること。

○従業員は、事業活動の担い手であり、かつ人権侵害の被害者にも加害者にもなり得る立場であること、人権遵守には現場の従業員の持つ情報の活用と従業員の積極的な行動が不可欠であること、国際労働運動のネットワークを通じた情報がグローバル・バリューチェーン全体での人権遵守にとって有益であること、などから、国連『ビジネスと人権に関する指導原則』、『責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス』を踏まえ、労働組合の関与について、明記すること。

2. 人権デュー・ディリジェンスの対象

「ガイドライン」では、人権デュー・ディリジェンスの対象について、二次下請以降など、間接的な取引先も含めた「バリューチェーン上の組織」、「企業のあらゆる種類のビジネス上の関係先」を前提とすること。

- 人権デュー・ディリジェンスにおいて、企業が人権の状況のチェックや人権遵守の働きかけを行う対象は、国連『ビジネスと人権に関する指導原則』、『責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス』にあるとおり、二次下請以降など、間接的な取引先も含めた「バリューチェーン上の組織」、「企業のあらゆる種類のビジネス上の関係先」であることを明記すること。
- 資本関係がない、あるいは間接的な取引先である、などの理由により、企業が影響力を発揮できない「関係先」への対応について、国連『ビジネスと人権に関する指導原則』を踏まえ、以下の行動を促すこと。
 - ・影響力を欠く場合、インセンティブの提供や他企業との協力により、影響力を強める。
 - ・影響力を欠き、強めることもできない場合、取引関係の終了を考える。
 - ・取引を終了できない場合、人権侵害を軽減するための継続的な努力を行うとともに、それを証明できるようにする。
 - ・取引維持によって起きる結果、すなわち「評判、財政上または法律上の結果」を受け入れる覚悟をする。

3. 現地の労働法など国内法が、国際基準の要求水準を満たしていない場合の対応

「ガイドライン」では、企業は国内法的水準を超えて国際基準を遵守するよう明記すること。

- 国内外を問わず、労働法をはじめとする国内法が国際人権章典、ILO宣言など国際基準に規定された人権の要求水準を満たしていない場合の企業の対応については、国連『ビジネスと人権に関する指導原則』を踏まえ、企業は国内法的水準を超えて国際基準を遵守するよう明記すること。
- 企業が国際人権章典、ILO宣言など国際基準を遵守して行動すると、国内法に違反する場合の対応について、国連『ビジネスと人権に関する指導原則』を踏まえ、以下の点を明記すること。
 - ・企業は、その状況のもとで、国際基準を「出来る限りぎりぎりまで」遵守する。
 - ・国際基準を遵守する方法を追求する。
 - ・その努力を行動によって立証する。
 - ・国内法に従った場合には、国際法違反の責任を問われる場合もあることを認識する。

以上